

令和6年4月5日

保護者の皆様

豊明市教育委員会学校支援室

## 令和6年度ラーケーションの日 給食カットについて

令和5年度はラーケーションの日を取得する際、給食のカットはできませんでしたが、令和6年度は条件付きで給食をカットすることが可能となります。

<給食をカットできる条件>

「ラーケーションの日を取得する月の2か月前の月末までに

「eメッセージ」で連絡をしていただく

(例) 6月3日に取得する場合、4月30日までに「eメッセージ」で連絡をする。  
10月15日に取得する場合、8月31日までに「eメッセージ」連絡をする。

- ※ 期限を過ぎてから連絡をいただいても給食をカットすることはできません。  
(ラーケーションの日を取得することは可能です)
- ※ 4月、5月の給食をカットすることはできません。

問合せ 豊明市教育委員会学校支援室 0562-92-1292